

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成31年3月28日現在

福島県		出荷制限	措取制限
原乳	1市4町2村 <sup>※1</sup>		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市4町2村 <sup>※2</sup>		1市4町2村 <sup>※2</sup>
結球性葉菜類 (キャベツ等)			—
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原本シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原本シタケ(施設栽培)	川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シタケ(施設栽培)を除く。)		—
原本ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浪江町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 西会津町(ナメコ、ムキタケを除く。) 会津美里町(ムキタケを除く。) 只見町(ナメコ、ムキタケ、クリタケ、ミタケを除く。)		南相馬市 いわき市 楢葉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(山木屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(ごこみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(ごこみ) (野生のものに限る。)	南相馬市		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浪江町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浪江町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	伊達市、南相馬市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字祐助、原町区馬場字五谷川、原町区馬場字篠原、原町区片倉字行津及び原町区大原字田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
米(平成23年度)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)		—
米(平成24年度)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年度)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年度)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年度)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成28年度)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成29年度)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成30年度)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成31年度)(2019年度)	※10(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
穀類	ヤマメ(養殖を除く。)	苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)及び酸川との合流点から上流の長瀬川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日横川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
水産物	ウグイ	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうら信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうら信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうら信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物5種 <sup>※11</sup>	最大最高時海岸線、宮城県福島県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上縁上に限られた海域	—
肉	牛の肉 <sup>※12</sup>	福島市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、宮城町(平成25年7月3日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成25年7月3日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、農町(平成25年7月3日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、磐梯町(平成25年7月3日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、猪苗代町(平成25年7月3日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、南会津町(平成25年7月3日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、鶴来町(平成24年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	6市10町4村 <sup>※13</sup>
	イノシシの肉	全域	—
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	ケージの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浪江町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	セイジの肉	全域	—

\*4) 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された標準困窮区域に限る)、宮原町(平成25年3月7日付け指示により設置された標準困窮区域に限る)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された標準困窮区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日

※1 附表:富山市(平成24年3月)付日付指標に記載された「連退困難区域に限る」、呉羽町(平成25年3月)付日付指標に記載された「連退困難区域に限る」、大熊町、糸魚川、浪江町(平成25年3月)付日付指標により設置された「連退困難区域に限る」、以及北上市(平成24年5月付日付指標)に記載された「連退困難区域に限る」。

※2 附表:富山市(平成24年3月付日付指標)に記載された「連退困難区域に限る」、富山市(平成24年11月付日付指標)に記載された「連退困難区域に限る」、双葉町、浪江町(平成25年2月)付日付指標により設置された「連退困難区域に限る」、葛原村、平成25年3月付日付指標により設置された「連退困難区域に限る」、以及北上市(平成25年3月付日付指標)に記載された「連退困難区域に限る」。

水、清水松、平松、久保、柳原、千葉、山口、木宝、笠置及び(坂本郡)、(斐川町新田郡)、(丹波郡谷川郡)、(近江郡)の市域に限る。)、二荒石川(旧北川村(斐川郡)及び(米泽郡)に限る。)、旧芭斗下、旧小浜村、旧佐佐木村、旧芦原村、旧石井村、旧新殿村、旧大字(伏木村(東和町)及び(川上村(東和町)の区域に限る。)、本宮村(白岩村(西日高郡)及び(木曾川(北川村(西日高郡)及び(佐久峰村(西日高郡)の区域に限る。)、桑名村(日光半田村(日光市)及び(佐久峰村(西日高郡)の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村(日光市)及び(小川村(日光市)の区域に限る。)、郡市(旧富久山町(日光市)の区域に限る。)、須贺川市(旧西袋村(日光市)の区域に限る。)、いわき市(旧山田村(日光市)の区域に限る。)、川俣町(旧饭坂村(日光市)の区域に限る。)、三春町(旧沢石村(日光市)の区域に限る。)、大玉村(井川村(日光市)の区域に限る。)

\*5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指針により設定された被災困難区域を除く区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指針により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、猪苗田町、富岡町(平成25年3月7日付け指針により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、浪江町(平成25年5月7日付け指針により設定された被災困難区域を除く区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指針により設定された被災困難区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指針により設定された被災困難区域を除く区域に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指針により設定された被災困難区域を除く区域に限る)、原町(平成25年5月7日付け指針により設定された被災困難区域を除く区域に限る)、郡山市(平成25年8月7日付け指針により設定された被災困難区域を除く区域に限る)、石川町(平成25年1月15日付け指針により設定された被災困難区域を除く区域に限る)、郡山市(平成25年8月7日付け指針により設定された被災困難区域を除く区域に限る)、猪苗田町(平成25年8月7日付け指針により設定された被災困難区域を除く区域に限る)。

\*6 福岡県福岡市(平成24年3月30日付)指示により設定された居住剝離区域及び避難指し示解除準備区域に限る)、柏原町、高宮町(平成25年8月7日付)指示により設定された居住剝離区域及び避難指し示解除準備区域に限る)、川口原町(平成25年8月7日付)指示により設定された居住剝離区域及び避難指し示解除準備区域に限る)、川口原町(平成25年8月7日付)指示により設定された居住剝離区域及び避難指し示解除準備区域に限る)、双葉町(平成25年8月7日付)指示により設定された居住剝離区域及び避難指し示解除準備区域に限る)、双葉町(平成25年8月7日付)指示により設定された居住剝離区域及び避難指し示解除準備区域に限る)、横浜市(平成25年8月7日付)指示により設定された居住剝離区域及び避難指し示解除準備区域に限る)、横浜市(平成25年8月7日付)指示により設定された居住剝離区域及び避難指し示解除準備区域に限る)

※88 東京都港南区(市町村)は、平成24年3月付に付帯指示により設定された付帯規制区域及び避難誘導表示規制区域に限る。(川崎市(平成25年8月7日付)に付帯指示により設定された付帯規制区域及び避難誘導表示規制区域に限る)、富岡市(平成25年3月7日付)に付帯指示により設定された付帯規制区域及び避難誘導表示規制区域に限る)

\*9 福島県川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された住民避難区域及び避難指揮解除困難区域に限る。)、富岡町(平成25年8月7日付け指示により設定された住民避難区域・区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された住民避難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された住民避難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年5月7日付け指示により設定された住民避難区域を除く区域に限る。)

312 12月は、おもに「アーモンドベリー」や「ラムズゲート」などの品種で、その他の品種も少しある。また、この時期は、新鮮な牛乳を飲むのが一般的だ。  
313 12月は、おもに「アーモンドベリー」や「ラムズゲート」などの品種で、その他の品種も少しある。また、この時期は、新鮮な牛乳を飲むのが一般的だ。

\*13 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪苗町、高岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成31年3月28日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	水産物	イワナ(養殖を除く。)
肉	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、氣仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀧川及びその支流並びに瀧川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、鉾田市
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成31年3月28日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(ごごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。)*2	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。)*2	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市
	原木シイタケ(施設栽培)	千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	ギンブナ	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

\*1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜棲への出荷を差し控えるよう要請

\*2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成31年3月28日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成31年3月28日現在



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成31年3月28日現在

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成31年3月28日現在

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成31年3月28日現在

福島県	摂取制限
<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>	
H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	
H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>	
H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
<b>結球性葉菜類（キャベツ等）</b>	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
<b>野菜</b>	
<b>アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）</b>	
H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村	
H23.3.23～5.4解除：いわき市	
H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町	
H23.3.23～H25.3.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域に除く。）及び大玉村	
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
<b>原木シイタケ（露地）</b>	
H23.4.13～：飯館村	
H23.9.8～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る。）	
キノコ類（野生のものに限る。）	
H23.9.15～：いわき市、棚倉町	
H23.9.20～：南相馬市	
<b>水産物</b>	
イカナゴの稚魚	
H23.4.20～H24.6.22解除：全域	
ヤマメ（養殖を除く。）	
H24.3.29～：新田川（支流を含む。）	
<b>肉</b>	
イノシシの肉	
H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村	
H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	

※\_\_\_\_\_の箇所は摂取制限の対象